

出願資格

＜一般選抜＞ 教育実践開発コース

一般選抜に出願できる者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)による幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の普通免許状を有する者又は令和9年3月31日までに取得見込みのもので、かつ、次の各号のいずれかの資格を有するもの又は令和9年3月31日までに取得見込みの者。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年2月7日文部省告示第5号)【注1】
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、その後に入学者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの【注2】
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、令和9年3月31日までに22歳に達するもの【注2】

【注1】 昭和28年2月7日文部省告示第5号

「教育職員免許法による小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で22歳に達したものの」などです。

【注2】 上記の資格(9) 及び(10)により出願しようとする者は，事前に教育人文社会科学部教育学系総括支援室(大学院課程担当)に相談の上，6月5日(金)までに必要書類を提出してください。

<現職教員特別選抜> 学校マネジメントコース，教育実践開発コース

現職教員特別選抜に出願できる者は，次の各号のいずれかの資格を有する者で，かつ，各コースの出願要件を満たすもの。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において，学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において，外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において，修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により，学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年2月7日文部省告示第5号)【注1】
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって，その後に入学者を本学大学院において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの【注2】
- (10) 本学大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって，令和9年3月31日までに22歳

に達するもの【注2】

【注1】 昭和28年2月7日文部省告示第5号

「教育職員免許法による小学校, 中学校, 高等学校又は幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で22歳に達したものの」などです。

【注2】 上記の資格(9) 及び(10)により出願しようとする者は, 事前に教育人文社会科学研究科教育学系総括支援室(大学院課程担当)に相談の上, 6月5日(金)までに必要書類を提出してください。